医政発 0828 第 13 号
令和８年８月 28 日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医政局長
（ 公 印 省 略 ）

「特定機能病院に関する事項について」の一部改正について

特定機能病院の業務報告につきましては、「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成５年２月 15 日付け健政発第 98 号厚生省健康政策局長通知）に定める様式に基づき報告等を求めてきたところです。

令和８年４月 24 日に医療法施行規則の一部を改正する省令（令和８年厚生労働省令第 84 号。以下「改正省令」という。）が公布され、改正省令の改正の内容等については「医療法施行規則の一部を改正する省令の公布等について」（令和８年４月 24 日付け医政発 0424 第７号厚生労働省医政局長通知）において周知しているところです。

今般、別添の新旧対照表のとおり「特定機能病院に関する事項について」（令和８年４月 24 日付け医政発 0424 第９号）を本日付けで改正することとし、特定機能病院の業務報告に係る様式を変更いたしますので、貴職におかれてはこれを御了知いただくとともに、管下の関係医療機関等に周知方お願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。